

令和4年度 第4回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和4年7月25日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和4年7月25日 午前9時30分		
	閉会	令和4年7月25日 午前10時30分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	○	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	△	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	2番	二宮 慶晃	4番
出席した事務局		事務局員	事務局長、尾崎、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第4回総会会議録

令和4年7月25日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

事務局 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。高杉会長は体調不良のため欠席の連絡をいただいています。そのため議事の進行は磯崎職務代理にお願いします。農業委員6名中5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それではよろしくをお願いします。

議長 : 1つ目の議案ということで、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧ください。議案第4号業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。本案件は、譲渡人が町外に住んでおり、農地の管理が難しくなったため譲受人に農地を貸し出すものです。申請箇所は、 の ㎡です。

権利の設定をする者は、 、利用権の設定を受ける者は です。利用目的は、露地野菜の栽培で、期間は5年間、使用貸借権を設定します。

2ページから6ページが計画書です。6ページをご覧ください。 は農業従事日数が250日と要件を満たしています。構成員は8名おり、グループで管理すると聞いています。このグループは、 のメンバーで週2日ほど農作業に従事できるとのことです。

7ページが全部事項証明書です

8ページが位置図です。 の周辺にあります。

9ページが写真方向図です。10、11ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。傾斜が緩く車両の出入りもしやすいので耕作する上で問題ないことと思われま。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : このグループには若い方が多く、 の活動をとおして、野菜作りにも興味を持ったとのこと。また、将来的に山北町への移住を考えているとのこと。

議長 : 何か意見等ありますか。

遠藤推進委員 : 申請地周辺に鹿等の動物は出ますか。

山崎推進委員 : 鹿や猿は出ます。町の補助を利用し、電気柵等の設置をすると聞いています。

議長 : 他に何か意見等ありますか。特に意見がないようでしたら承認していただけますか。(全員)意見なしの声。全員賛成よって議案第4号は可決されました。

議長 : 続きまして議案第5号農地法3条の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 12ページをご覧ください。議案第5号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は、 の ㎡です。 から へ所有権を移転します。

13ページから21ページが申請書です。13ページの2許可を受けようとする所在

等をご覧ください。申請箇所を [] 円で売買します。

16 ページをご覧ください。作付作物は梅です。(20 本ほど植えてあります。) 所有する農機具については、自走式草刈り機や耕運機等を所有しています。常時雇用している労働力として2名おり、以前、 [] とともに梅の栽培を手伝っていたとのことです。

17 ページをご覧ください。 [] は [] として働いていますが、ほぼ引退状態で自由に出退勤できるため農作業の従事日数 150 日を確保できるとのことでした。

22 ページが全部事項証明書です。

23、24 ページが位置図です。24 ページが拡大図で [] の周囲にあります。

25 ページが公図兼写真方向図です。

26、27 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、梅が植えてあることを確認しました。現在は剪定されていない状態のため、今後剪定をするほか、全体的に梅の木が傷んできているため、空いているスペースに植え替えることを検討しています。また、獣害に遭わないようにワイヤーメッシュを使用していることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 原状、梅の木が傷んでおり、このまま栽培するのは難しい状況です。申請箇所は、比較的平らな場所ですが、所々、獣が侵入した形跡があるので補修する必要があります。梅の植え替え等、年齢的にも大変だと思いますが、やる気があるので見守っていきたいと考えています。

議長 : 何か意見等ありますか。

杉本推進委員 : 従事者の年齢はどれくらいか。

事務局 : 2人とも70才を越えています。草刈り等大変だが、自走式草刈り機を導入しており、機械化を図り、年齢を補っていくとのこと。

議長 : その他何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第5号議案は可決されました。

議長 : 続きまして議案第6号農地法5条の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 28 ページをご覧ください。議案6号農地法5条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は、 [] の合計 [] m²です。譲渡人の [] から [] へ所有権を移転します。転用目的は宅地造成で、3棟分の分譲敷地として売り出すためです。

29 ページが申請書です。令和4年9月5日から11月25日まで土地の造成工事を行います。

30、31 ページが全部事項証明書です。

32、33 ページが位置図です。 [] に進んだ先にあります。34 ページが公図です。

35 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。図のとおり3棟分の敷地を計画しています。

36、37 ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。2か月ほど前まで[]が、にんにくを栽培していました。同区画の半分は畑ですが申請者の親族の所有地で耕作者の同意が取れています。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : []がニンニクを栽培していた場所で、周りも住宅に囲まれているので、宅地にすることで影響はないことと思われます。以上です。

議長 : 何か意見等ありますか。

杉本推進委員 : 急に宅地造成の話がでてきたのか。

遠藤推進委員 : 業者から[]に、農地の契約を解約して宅地造成したいと連絡がありました。2名が相続しており、1人は売りたい、もう1人は売りにたくないという状況でした。半分だけ農地を借りても仕方がないので、今回、両方を解約することにしました。また住宅に囲われているので、消毒やニンニクの葉の処理に気を使う場所でした。

議長 : その他何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第6号議案は可決されました。

議長 : 続きまして議案第7号農地法5条の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 議案7号、8号、9号につきましては、[]に伴う申請です。以前に、一時転用の許可が下りていましたが、工期延長の関係で再申請となっています。本来なら、一旦農地に復元してから再度農地転用という流れになりますが、工事の遅れや経済的な損失を考慮し、特例で農地へ復元しないことで県担当者と調整しています。

38 ページをご覧ください。議案7号農地法5条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は[]の[]㎡です。譲渡人は、[]、[]、譲受人は[]です。転用目的は、宿舎建設で新東名高速道路の作業員宿舎として使用するためです。

39 ページをご覧ください。令和4年10月1日から2年2か月間、賃貸借権が設定されます。

40 ページから42 ページが全部事項証明書です。

43、44 ページが位置図です。44 ページが拡大図で、[]にあります。45 ページが公図です。46 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

47、48 ページをご覧ください。遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。[]が建っていることを確認し、計画どおり利用されているので問題ないことと思われます。

遠藤推進委員 : []の工事が延長となっており、特段利用方法に変わりがないため問題ないことと思われます。

議長 : 何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第7号議案は可決されました。

議長 : 続きまして議案第8号農地法5条の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 49 ページをご覧ください。議案 8 号農地法 5 条の規定による許可申請に対する意見について説明します。申請箇所は、[] の [] m²です。譲渡人の []、譲受人は [] です。転用目的は、資材置場で [] の建築資材置場として使用するためです。

50、51 ページが申請書です。令和 4 年 9 月 1 日から 2 年 3 か月間賃貸借権を設定します。

52 ページから 57 ページが全部事項証明書です。

58、59 ページが位置図です。59 ページの拡大図で [] にあります。

60 ページが公図です。61 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

62、63 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。計画どおり資材置場として使用されており、問題はないことと思われま

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : [] の工事が延長となっており、特段利用方法に変わりがないため問題ないことと思われま

議長 : 何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第 8 号議案は可決されました。

議長 : 続きまして議案第 9 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 64 ページをご覧ください。議案 9 号農地法 5 条の規定による許可申請に対する意見について説明します。申請箇所は、[] の合計 [] m²です。譲渡人は []、[]、譲受人は [] です。転用目的は、資材置場で [] の建築資材置場として使用するためです。

65 ページが申請書です。令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 3 年間賃貸借権を設定します。

66 ページから 69 ページが全部事項証明書です。

70、71 ページが位置図です。71 ページが拡大図です。[] の周辺にあります。

72 ページが公図です。73 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。囲い内には鉄板と土木シートで資材の埋没防止をし、クレーン車や搬入車両がはいるほか、資材置場として使用します。

74、75 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。計画どおり資材置場として使用されており問題ないことと思いま

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : [] の工事が延長となっており、特段利用方法に変わりがないため問題ないことと思われま

議長 : 何か意見等はありますか。

三尋木委員 : 3 議案とも同じ事業者が転用を行うのに、なぜ期間が違うのか。

事務局 : 確認できていないのですが、それぞれ工事区が違うので期間の違いがあると思われま

- 議長 : 何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第9号議案は可決されました。
- 議長 : 報告事項ということで引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。
- 事務局 : 76 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について説明します。申請者は[]です。中段の農業経営を行っている期間が[]となっていますが、[]していたとのことで、[]の担当者に相談し、[]で発行をするよう指示がありました。
- 77 ページをご覧ください。対象地は、[]の合計 []㎡です。
- 78、79 ページが位置図です。79 ページが拡大図で []の周辺にあります。
- 80 ページが写真方向図です。81、82 ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。栗や柑橘が栽培されていること、また枯れたところには、新しく植樹をしていることを確認しました。以上です。
- 議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。
- 田淵推進委員 : 柑橘は枯れているところもありましたが、新しく植えており、引き続き農業経営を行っており、問題はありませんでした。
- 議長 : 何か意見等ありますか。特になければ、非農地証明について事務局から説明願います。
- 事務局 : 83 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は []です。当該箇所は、[]の []㎡です。84 ページが全部事項証明書です。85 ページが位置図です。[]に当該箇所があります。
- 86 ページが公図兼写真方向図です。
- 87、88 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり山林化していることを確認し、農地への復旧は困難であることを確認し、非農地証明を発行しました。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 瀬戸推進委員 : 農地に許可なく植林を行ったらいけないということを事務局は強く言ったか。
- 事務局 : 今回、植林を行った方はすでに亡くなっており、申請にきた方を代理人のため、強く言っていないませんが、今後植林するときには手続きを行うように案内しました。また、委員の皆さまから、農地転用の周知についての要望がありましたので、8月の広報にて掲載します。
- 事務局 : 89、90 ページをご覧ください。農地の解約について説明します。今回2件の解約があり、賃貸人は []・ []、賃借人は []です。令和元年7月1日から5年間賃貸借権が結ばれていましたが、先ほどの農地法5条宅地造成の計画があるため、解約することになりました。
- 91、92 ページが農地賃貸借合意解約書です。93、94 ページが位置図です。以上です。

5 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。
次回は8月25日9時30分からということでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでしょうかお願いします。

7 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:30)